

第121回定時株主総会 招集ご通知

日 時 2024年6月26日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場 所 福島県福島市大町3番25号
当行本店 8階大会議室

**議 決 権
行使期限** 2024年6月25日（火曜日）
午後5時30分

株式会社 東邦銀行

証券コード：8346



議案および参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第121期の期末配当につきましては、下記株主還元方針と当期の業績等を総合的に勘案のうえ、1株につき3円50銭といたしたいと存じます。これにより、すでにお支払いさせていただいております中間配当金1株につき3円50銭とあわせ、年間の配当金は1株につき7円となります。

【株主還元方針】

当行は、銀行業務の公共性に鑑み、内部留保の充実による健全性確保を基本に経営に取組んでまいります。それを前提としたうえで、安定配当6円を基本とし、親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向30%を目安に、業績の成果に応じて弾力的に株主の皆さま方への利益還元に努めてまいります。

1

株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金3円50銭 総額882,923,597円

2

剰余金の配当が効力を生ずる日

2024年6月27日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

その他の剰余金の処分につきましては、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

1

増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 3,000,000,000円

2

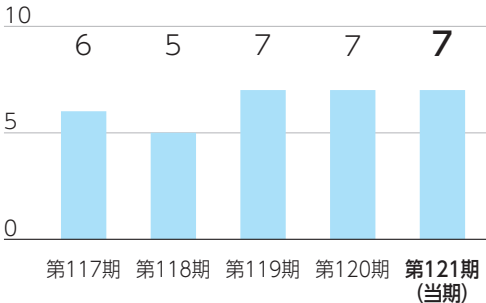
減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 3,000,000,000円

ご 参 考

1株当たり年間配当金

■ 配当金(円)



第2号議案

監査等委員である取締役以外の取締役6名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレートガバナンスの強化に取り組むため、社外取締役2名を加えた取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員会は、取締役候補者の選任について、コーポレートガバナンス規程等に則り指名・報酬協議会における討議など適切な選任手続を経ているか、各候補者について取締役会全体の実効性等の観点からその見識、資質、経験が十分か等を検討いたしました結果、本議案で提案されている取締役候補者は適任、妥当であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名（性別） （年齢）	現在の当行における地位および担当	取締役会出席率 （出席状況）
1	さとう みのる (男性) 再任 社内 佐藤 稔 (満63歳)	取締役頭取（代表取締役） 監査部【正】担当	100% (15回中/15回出席)
2	えんどう かつとし (男性) 再任 社内 遠藤 勝利 (満58歳)	専務取締役（代表取締役） 総合企画部【正】、コンプライアンス・リスク統括部【正】総務部【正】担当	100% (15回中/15回出席)
3	なな うみ しげ き (男性) 再任 社内 七海 重貴 (満62歳)	常務取締役 人事部【正】、審査部【正】担当	100% (15回中/15回出席)
4	そえ た とし き (男性) 再任 社内 添田 俊樹 (満59歳)	常務取締役営業本部長 営業本部【正】、担当	100% (15回中/15回出席)
5	こ にし まさ こ (女性) 再任 社外 独立 小西 雅子 (満65歳)	取締役（社外）	93% (15回中/14回出席)
6	たか しま ひで や (男性) 再任 社外 独立 高島 英也 (満64歳)	取締役（社外）	93% (15回中/14回出席)

(注) 1. 年齢は、年度末現在を基準とした満年齢を記載しております。

2. 本議案が原案どおり承認されますと、監査等委員である取締役を含めた独立社外取締役は5名となり、当行取締役会に占める独立社外取締役の割合は2分の1となります。

再任…再任取締役候補者 社内…社内取締役候補者 社外…社外取締役候補者

独立…東京証券取引所届出独立役員 候補者番号…女性取締役候補者

1

再任

社内

さとう
佐藤みのる
稔

生年月日：1960年11月27日生（男性／満63歳）

所有する当行株式の数：175,514株

取締役会出席率（出席状況）：100%（15回中15回出席）



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4 月	当行入行	2014年 5 月	同	取締役本店営業部長
2003年10月	同 総合企画部企画課長	2014年 6 月	同	常務取締役本店営業部長
2006年 3 月	同 方木田支店長兼大森支店長	2016年 6 月	同	専務取締役(代表取締役)事務本部長 事務本部【正】・人事部【正】担当
2007年10月	同 方木田支店長	2020年 6 月	同	取締役頭取(代表取締役) 監査部【正】担当 (現在に至る)
2008年 6 月	同 須賀川支店長			
2010年 6 月	同 市場金融部長			
2012年 6 月	同 取締役総合企画部長兼経営戦略 調整室長			

■ 取締役候補者の選任理由

佐藤稔氏は、上記略歴に記載のとおり営業店長ならびに本部部長を歴任し、豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。

また、2012年6月以降、取締役として経営の基本方針および経営改革の企画立案の統括、事務・システム全般の効率化の統括をするなど、その職務・職責を適切かつ誠実に果たしております。

2020年6月の取締役頭取就任以降は、変化の大きい経営環境のなか、株主の皆さまの負託に応えるべく経営の舵取りを担い、2024年4月には新長期経営計画「TX PLAN 2030」を策定、経営環境として先行きの不透明感が強まるなかにおいてもリーダーシップを発揮し、経営全般を牽引できる適切な人材であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

2

再任

社内

えんどう

遠藤

かつとし

勝利

生年月日：1965年12月20日生（男性／満58歳）

所有する当行株式の数：52,700株

取締役会出席率（出席状況）：100%（15回中15回出席）



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年 4 月	当行入行	2020年 6 月	同	執行役員営業本部副本部長
2008年 6 月	同 本店営業部渉外課長	2021年 6 月	同	常務執行役員本店営業部長
2011年 6 月	同 富田支店長	2023年 3 月	同	常務執行役員
2013年 6 月	同 仙台東支店長	2023年 6 月	同	専務取締役（代表取締役）
2014年 5 月	同 名取支店長			総合企画部【正】、
2016年 5 月	同 仙台支店長			コンプライアンス・リスク統括部
2019年 6 月	同 執行役員仙台支店長			【正】、総務部【正】担当
				（現在に至る）

■ 取締役候補者の選任理由

遠藤勝利氏は、上記略歴に記載のとおり東北最大マーケットである仙台地区での営業店長等を歴任し、営業店における豊富な実務経験と幅広い知見を有しております。

また、2023年6月以降は、取締役として経営の基本方針および経営計画の企画立案、財務・非財務にわたる広範なリスク管理等の統括を務め、豊富な経験に裏付けられた企画力・統率力を有しております。職務を適切かつ誠実に遂行していることを踏まえ、当行グループのさらなる成長のために適切な人材であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

3

再任

社内

ななうみ

七海

しげき

重貴

生年月日：1961年5月30日生（男性／満62歳）

所有する当行株式の数：63,328株

取締役会出席率（出席状況）：100%（15回中15回出席）



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4 月	当行入行	2015年 6 月	同 執行役員白河支店長
2003年10月	同 郡山支店融資課長 （現：郡山営業部）	2016年 5 月	同 執行役員東京支店長
2006年 3 月	同 福島西中央支店長	2019年 6 月	同 上席執行役員東京支店長
2008年 6 月	同 矢吹支店長	2021年 5 月	同 上席執行役員郡山営業部長
2009年 9 月	同 本店営業部副部長兼融資課長	2021年 6 月	同 常務取締役郡山営業部長
2010年10月	同 本店営業部上席副部長兼融資課長	2023年 3 月	同 常務取締役人事部長
2012年 3 月	同 融資管理部長	2023年 9 月	同 常務取締役 人事部【正】、審査部【正】担当 （現在に至る）
2013年 5 月	同 融資管理部長兼融資部長		
2014年 9 月	同 白河支店長		

■ 取締役候補者の選任理由

七海重貴氏は、上記略歴に記載のとおり営業店長ならびに融資業務全般にかかる企画・管理・指導の統括に携わるなど、豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。

また、2021年6月以降、取締役として県中・県南地区の営業店統括を務め、2023年3月以降、人事管理や従業員等の育成・能力開発の統括を務める等、職務を適切かつ誠実に遂行していることを踏まえ、当行グループのさらなる成長のために適切な人材であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

4

再任

社内

そ え た と し き
添 田 俊 樹

生年月日：1964年4月1日生（男性／満59歳）

所有する当行株式の数：45,828株

取締役会出席率（出席状況）：100%（15回中15回出席）

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年 4 月	当行入行	2020年 6 月	同	執行役員営業本部副本部長
2010年 9 月	同 日立支店長	2021年 5 月	同	執行役員会津支店長 （現：会津営業部）
2012年 3 月	同 郡山南支店長	2021年 6 月	同	常務執行役員会津支店長 （現：会津営業部）
2013年 9 月	同 会津一之町支店長	2022年 9 月	同	常務執行役員会津営業部長
2015年 5 月	同 植田支店長	2023年 3 月	同	常務執行役員営業本部長
2017年 7 月	同 いわき営業部上席副部長	2023年 6 月	同	常務取締役営業本部長 営業本部【正】、 デジタル戦略・業務改革部【正】
2018年 5 月	同 法人営業部長	2024年 4 月	同	常務取締役営業本部長 営業本部【正】 （現在に至る）
2018年 6 月	同 執行役員法人営業部長			
2019年11月	同 執行役員法人営業部長兼国際営業 部担当部長			
2019年12月	同 執行役員営業本部副本部長兼法人 営業部長兼国際営業部長			
2020年 3 月	同 執行役員営業本部副本部長兼地域 商社事業部長			

■ 取締役候補者の選任理由

添田俊樹氏は、上記略歴に記載のとおり営業店長を歴任し、営業店における豊富な実務経験と幅広い知見を有しております。

また、2018年6月以降は、執行役員として地域および産業の振興にかかる地域課題解決を支援する諸施策の企画立案、統括を務め、2023年6月以降は取締役としてその職務を適切かつ誠実に遂行していることを踏まえ、当行グループのさらなる成長のために適切な人材であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

5

再任

社外

独立

こ に し
小西ま さ こ
雅子

生年月日：1958年10月18日生（女性／満65歳）

所有する当行株式の数：－

取締役会出席率（出席状況）：93%（15回中14回出席）

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年 4 月	株式会社中部日本放送アナウンス部入社	2017年 2 月	環境省中央環境審議会委員 (現在に至る)
1983年 3 月	同 退社	2017年 4 月	昭和女子大学 グローバルビジネス学部ビジネスデザ イン学科 特命教授
1989年 4 月	NHK、TBS、CNNなど複数局において キャスター、リポーター	2022年 4 月	京都大学大学院総合生存学館（思修館） 特任教授 (現在に至る)
1998年 4 月	気象予報士資格取得後、東京MXテレビ 等にて天気キャスター	2022年 6 月	当行社外取締役（非常勤・独立役員） (現在に至る)
2001年 6 月	株式会社ウェザーニューズ入社 コンテンツクリエイト部 気象予報士 キャスター兼プロデューサー	2023年 4 月	昭和女子大学専門職大学院福祉社会・ 経営研究科 特命教授 (現在に至る)
2004年 7 月	同 退社		
2005年 9 月	公益財団法人世界自然保護基金ジャパ ン入局 (現在に至る)		

■ 社外取締役候補者の選任理由および期待される役割

小西雅子氏は、世界自然保護基金ジャパン入局後、気候変動の国際交渉官として、国連の気候変動枠組条約に2005年から継続参加、情報分析・交渉・政策提言に従事し、さらに大学教員としての研究活動を通じて、国内外の環境・エネルギー政策および持続可能性(SDGs)に高度な専門的知見を有しており、企業へのアドバイス経験も豊富であります。

当行は、同氏がこれらの経験と見識を活かして、独立した客観的な立場から株主をはじめとしたステークホルダーの視点を踏まえたご意見を反映することで、より透明性の高い経営の実現に寄与することが期待できることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

なお、同氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、サステナビリティをめぐる課題への対応は重要な経営課題であり、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

■ 独立性に関する補足説明

小西雅子氏は、東京証券取引所の規定する「独立性基準」に抵触せず、また当行が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、経営からの独立性が高く一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として選任しております。

■ 社外取締役在任期間

同氏の当行社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

6

再任

社外

独立

た か し ま

高島

ひ で や

英也

生年月日：1959年11月20日生（男性／満64歳）

所有する当行株式の数：21,400株

取締役会出席率（出席状況）：93%（15回中14回出席）



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年 4 月	サッポロビール株式会社入社	2021年 3 月	サッポロホールディングス株式会社顧問
1997年11月	同 大阪工場製造部長	2022年 3 月	株式会社フジオフードグループ本社社外監査役（現在に至る）
2001年 9 月	同 ビール製造本部製造部担当部長	2022年 6 月	当行社外取締役（非常勤・独立役員）（現在に至る）
2007年 3 月	同 仙台工場長	2022年 6 月	北海道空港株式会社社外監査役（現在に至る）
2009年 3 月	同 取締役兼執行役員経営戦略本部長	2023年 3 月	サッポロホールディングス株式会社顧問 退任
2012年 9 月	同 常務執行役員北海道本部長	2023年 7 月	学校法人酪農学園理事長（現在に至る）
2013年 3 月	同 常務執行役員北海道本部長兼北海道本社代表		
2015年 3 月	ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社取締役専務執行役員		
2017年 1 月	サッポロビール株式会社代表取締役社長兼サッポロホールディングス株式会社グループ執行役員		
2017年 3 月	サッポロビール株式会社代表取締役社長兼サッポロホールディングス株式会社常務グループ執行役員		

■ 社外取締役候補者の選任理由および期待される役割

高島英也氏は、サッポロビール株式会社の代表取締役社長をはじめ、サッポロホールディングス株式会社の常務グループ執行役員を歴任するなど、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらの経験や見識を活かし、客観的な視点による当行経営に対する助言や指導、適切な監督により、当行の経営体制の強化を期待できることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

■ 独立性に関する補足説明

高島英也氏は、東京証券取引所の規定する「独立性基準」に抵触せず、また当行が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、経営からの独立性が高く一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として選任しております。

■ 社外取締役在任期間

同氏の当行社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

- (注) 1. 各候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
2. 小西雅子氏、高島英也氏の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届出しており、原案どおり再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

3. 社外取締役との責任限定契約について

当行は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、小西雅子氏および高島英也氏が再任された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。

4. 当行は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。すべての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

現在の監査等委員である取締役全員（4名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名（性別） （年齢）	現在の当行における地位 および担当	取締役会出席率（出席状況） 監査等委員会出席率（出席状況）
1	さとう たく お (男性) 佐藤 卓夫 (満62歳)  	監査等委員会付役員	— —
2	かわ の いち ろう (男性) 河野 一郎 (満61歳)   	取締役監査等委員（社外）	100%(15回中／15回出席) 100%(16回中／16回出席)
3	ひさ だ たか まさ (男性) 久田 高正 (満66歳)   	—	— —
4	お だ とおる (男性) 小田 徹 (満61歳)   	—	— —

(注) 1. 年齢は、年度末現在を基準とした満年齢を記載しております。

2. 本議案が原案どおり承認されますと、監査等委員である取締役以外の取締役を含めた独立社外取締役は5名となり、当行取締役会に占める独立社外取締役の割合は2分の1となります。



…監査等委員としての新任取締役候補者



…再任取締役候補者



…社内取締役候補者



…社外取締役候補者



…東京証券取引所届出独立役員

1

新任

社内

さとう たくお
佐藤 卓夫

生年月日：1961年6月29日生（男性／満62歳）

所有する当行株式の数：29,200株

取締役会出席率（出席状況）：－

監査等委員会出席率(出席状況)：－

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4 月	当行入行	2012年 9 月	同	人事部担当部長兼人事課長
2004年 3 月	同 郡山支店渉外課長(現：郡山営業部)	2014年 3 月	同	二本松支店長
2005年 6 月	同 福島中央市場支店長(現：北福島支店)	2016年 3 月	同	監査部担当部長
2007年 6 月	同 新さくら通り支店長 兼ローンセンター長	2016年 9 月	同	総務部長
2010年 3 月	同 仙台卸町支店長（現：仙台東支店）	2018年 6 月	同	執行役員業務支援部長
2011年 7 月	同 仙台東支店長	2021年 5 月	同	執行役員東京支店長
2011年 9 月	同 人事部副部長兼人事課長 兼総合企画部審議役	2022年 5 月	同	執行役員人事部担当
		2022年 6 月	同	監査等委員会付役員 (現在に至る)

■ 取締役（監査等委員）候補者の選任理由

佐藤卓夫氏は、上記略歴に記載のとおり営業店長の経験に加え、人事部門、監査部門等を歴任し、豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。

また、2018年6月の執行役員就任後は、事務集中処理部門の運営・管理統括、基幹母店における管轄地区内の営業店統括を適切かつ誠実に遂行してきております。

当行監査等委員会付役員としての経験と培われた幅広い見識を活かし、当行グループのさらなる成長のため、独立した客観的な立場から取締役会における意思決定の透明性、公共性の確保と業務執行監督機能の一層の強化に適切な人材であることから、監査等委員である取締役として選任をお願いするものです。

2

再任

社外

独立

かの
河野いちろう
一郎

生年月日：1963年1月28日生（男性／満61歳）

所有する当行株式の数：－

取締役会出席率（出席状況）：100%（15回中15回出席）

監査等委員会出席率（出席状況）：100%（16回中16回出席）

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4 月	大蔵省（現：財務省）入省	2018年 6 月	同 常務取締役退任
2006年 7 月	金融庁証券取引等監視委員会事務局課 徴金・開示検査課長	2018年 6 月	株式会社商工組合中央金庫 取締役常 務執行役員
2009年 7 月	同 監督局総務課郵便貯金・保険監督 総括参事官	2021年 6 月	同 取締役常務執行役員退任
2011年 8 月	同 検査局総務課長	2021年 6 月	財務省 退官
2012年 8 月	同 証券取引等監視委員会事務局総務 課長	2021年11月	あいおいニッセイ同和損害保険株式会 社 顧問
2013年 7 月	財務省中国財務局長	2022年 5 月	同 顧問退任
2014年 7 月	金融庁証券取引等監視委員会事務局次 長	2022年 6 月	当行社外取締役（監査等委員） （非常勤・独立役員） （現在に至る）
2015年 7 月	財務省東北財務局長		
2016年 6 月	株式会社地域経済活性化支援機構 常 務取締役		

■ 社外取締役（監査等委員）候補者の選任理由および期待される役割

河野一郎氏は、大蔵省入省後、中国財務局長・東北財務局長を歴任されるなど長年にわたり金融行政に携られたほか、株式会社地域経済活性化支援機構常務取締役、株式会社商工組合中央金庫取締役常務執行役員も務めるなど豊富な要職の経験と、幅広い知見を有しております。

また、同氏は、当行の経営において的確な助言・提言を行うなど、経営の監督に十分な役割を果たしていただいていることから、ガバナンスの適正性・妥当性や業務執行および経営課題への取り組み等に関する監督、助言などの役割を期待できるため、引き続き、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

■ 独立性に関する補足説明

河野一郎氏は、東京証券取引所の規定する「独立性基準」に抵触せず、また当行が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、経営からの独立性が高く一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として選任しております。

■ 社外取締役在任期間

同氏の当行社外取締役および監査等委員である取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

3

新任

社外

独立

ひさだ
久田たかまさ
高正

生年月日：1957年7月23日生（男性／満66歳）

所有する当行株式の数：－

取締役会出席率（出席状況）：－

監査等委員会出席率(出席状況)：－

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年 4 月	日本銀行入行	2015年 2 月	同 退任
2002年 3 月	同 松江支店長	2015年 3 月	預金保険機構 理事
2004年 3 月	同 考査局参事役	2021年 2 月	同 退任
2005年 7 月	同 金融機構局参事役	2021年 5 月	アフラック生命保険株式会社 シニアアドバイザー
2007年 7 月	同 国際局審議役		
2009年 7 月	同 欧州統括役	2023年 4 月	同 退任
	ロンドン事務所長事務取扱	2024年 4 月	東京都杉並区基金管理監（非常勤） （現在に至る）
2011年 5 月	同 検査役検査室長		
2012年 6 月	同 退職		
2012年 6 月	一般社団法人全国信用金庫協会 常務理事		

■ 社外取締役（監査等委員）候補者の選任理由および期待される役割

久田高正氏は、日本銀行入行後松江支店長や欧州統括役等要職を歴任し、金融業務に精通した専門的知見を有しております。

また、一般社団法人全国信用金庫協会常務理事、預金保険機構理事を歴任するなど豊富な要職の経験と、卓越した幅広い知見を有しています。

その経歴を通じて培われた幅広い見識を当行の経営に活かし、独立した立場から、取締役会の意思決定機能および監査・監督機能の強化が期待できるため、新たに監査等委員である取締役として選任をお願いするものです。

なお、同氏は、これまで直接会社の経営に関与した経験はありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

■ 独立性に関する補足説明

同氏は、東京証券取引所の規定する「独立性基準」に抵触せず、また当行が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、経営からの独立性が高く一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として選任しております。

4

新任

社外

独立

おだ
小田とある
徹

生年月日：1962年8月4日生（男性／満61歳）

所有する当行株式の数：－

取締役会出席率（出席状況）：－

監査等委員会出席率(出席状況)：－

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4 月	株式会社協和銀行（現：りそな銀行） 入行	2014年 7 月	同 代表理事 専務理事 事務局長 兼編集局長
1992年 8 月	同 退職	2019年 4 月	株式会社きんざい 専務取締役 出版局長
1992年 8 月	社団法人金融財政事情研究会 週刊金融財政事情編集部 入社	2023年 3 月	同 退任
2006年 4 月	同 週刊金融財政事情編集部 部長・編集長	2023年 4 月	一般社団法人金融財政事情研究会 参与 シニアフェロー
2008年 4 月	株式会社きんざい 営業本部 東京営業第二部長	2023年 5 月	ストームハーバー証券株式会社 外部顧問（現在に至る）
2011年 4 月	同 取締役教育事業センター 所長	2023年10月	PwC Japan 有限責任監査法人 スペシャルアドバイザー
2013年 5 月	一般社団法人金融財政事情研究会 理事 事務局長兼教育研修局長	2023年11月	一般社団法人Fintech協会 事務局長 （現在に至る）
2013年 6 月	同 代表理事 常務理事 事務局長 兼教育研修局長	2024年 1 月	一般社団法人金融財政事情研究会 退職
		2024年 5 月	PwC Japan 有限責任監査法人 退職

■ 社外取締役（監査等委員）候補者の選任理由および期待される役割

小田徹氏は、株式会社協和銀行（現：りそな銀行）および一般社団法人金融財政事情研究会では長年にわたり金融機関経営に関する情報の提供、金融人材の育成等に携われ、金融全般における高度な専門性と豊富な実務経験を有しております。

また、一般社団法人金融財政事情研究会代表理事、株式会社きんざい専務取締役も務めるなど豊富な要職の経験と、卓越した幅広い知見を有しております。

その経歴を通じて培われた幅広い見識を当行の経営の監督に活かし、独立した立場から、取締役会の意思決定機能および監査・監督機能の強化が期待できるため、新たに監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。

■ 独立性に関する補足説明

同氏は、東京証券取引所の規定する「独立性基準」に抵触せず、また当行が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、経営からの独立性が高く一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として選任しております。

-
- (注) 1. 各候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
2. 河野一郎氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届けており、原案どおり再任された場合、引き続き独立役員となる予定です。また、久田高正氏および小田徹氏の両氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員として届出る予定であります。
3. 社外取締役との責任限定契約について
当行は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、河野一郎氏が再任された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、久田高正氏および小田徹氏の選任が承認可決された場合は、両氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
4. 当行は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。すべての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

<ご参考>取締役候補者のスキル・マトリックス

氏 名	会社における 地位	経営戦略/ サステナ ビリティ	経営管理	営業/ コンサル ティング	企業審査/ 再生支援	人事/ ダイバー シティ	市場運用/ 国際業務	IT/DX
佐 藤 稔	取締役頭取 (代表取締役)	●	●	●	●	●	●	●
遠 藤 勝 利	専務取締役 (代表取締役)	●	●	●	●			●
七 海 重 貴	常務取締役	●	●	●	●	●		
添 田 俊 樹	常務取締役	●	●	●		●		●
小 西 雅 子 社外	取締役 (非常勤)	●				●	●	●
高 島 英 也 社外	取締役 (非常勤)	●	●	●		●		●
佐 藤 卓 夫	取締役監査等委員	●	●	●	●	●		
河 野 一 郎 社外	取締役監査等委員 (非常勤)	●	●		●			
久 田 高 正 社外	取締役監査等委員 (非常勤)	●	●		●	●	●	
小 田 徹 社外	取締役監査等委員 (非常勤)	●	●	●		●		●

※上記一覧表は、各取締役が有するすべての知見や経験を表すものではありません。

各項目の詳細

経営戦略/サステナビリティ	企業経営・組織運営に関する知識・経験・能力、および企業の持続可能性を支えるESG経営(環境・社会・ガバナンス等)の知識・経験・能力
経営管理	法務、コンプライアンス、リスクマネジメント、会計・税務等の経営管理に関する知識・経験・能力
営業/コンサルティング	地域経済を活性化するためのソリューション提供等の営業に関する知識・経験・能力、および営業企画・マーケティングに関する知識・経験・能力
企業審査/再生支援	企業審査、企業の成長支援、再生支援等に関する知識・経験・能力
人事/ダイバーシティ	人事管理、人材育成、ダイバーシティ推進等の人事関連業務に関する知識・経験・能力
市場運用/国際業務	有価証券運用や国際業務に関する知識・経験・能力
IT/DX	企業の生産性向上や付加価値向上に向けたデジタルの活用・推進に関する知識・経験・能力

＜ご参考＞社外取締役の独立性判断基準

社外取締役の候補者が、東京証券取引所の定める独立性の要件を充足するとともに、現在または最近^(注1)において、次のいずれの要件にも該当しない場合、独立性を有すると判断する。

- (1) 当行を主要な取引先^(注2)とする者、またはその者が法人等^(注3)である場合にはその業務執行者。
- (2) 当行の主要な取引先、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (3) 当行から役員報酬以外に、多額^(注4)の金銭その他財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人等である場合は、当該法人等に所属する者をいう。）。
- (4) 当行から多額の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にその業務執行者。
- (5) 当行の主要株主^(注5)、またはその者が法人等である場合には、その業務執行者。
- (6) 次に掲げる者（重要^(注6)でない者は除く）の近親者^(注7)。
 - A. 上記（1）～（5）に該当する者
 - B. 当行およびその子会社の取締役、監査役、執行役員または業務執行者

（注1）「最近」とは、実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

（注2）「主要な取引先」とは、事業年度の連結売上高（当行の場合は連結経常収益）の2％以上を基準に判定。また、融資取引については、当行の融資額が最上位の取引額であり、かつ当該融資を直ちに回収した場合は、事業継続に深刻な影響を及ぼすなど当行の与信方針の変更が取引先に対して著しい影響を与える場合は、主要な取引先とする。

（注3）「法人等」とは、法人以外の団体を含む。

（注4）「多額」とは、過去3年平均で年間1,000万円以上の金額をいう。

（注5）「主要株主」とは、総議決権の10％以上の議決権を直接または間接的に保有する者、または法人等をいう。

（注6）「重要」とは、会社の役員・部長クラスの者、会計専門家・法律専門家については公認会計士・弁護士等の専門的な資格を有する者をいう。

（注7）「近親者」とは、二親等以内の親族をいう。

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果等

イ. 主要な事業内容

当行は、福島県に本店を置き、預金業務、貸出業務、為替業務、公共債・投資信託・保険商品などの販売業務、信託業務などを通じて、コンサルティング機能を発揮し地域の皆さまに幅広い金融商品・サービスを提供しております。

ロ. 金融経済環境

(国内経済)

2023年度の国内経済は、企業収益や雇用情勢の改善もみられ、緩やかに回復したものの、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが景気を下押しするリスクとなっています。また、物価上昇、ウクライナや中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要性があり、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

(福島県内経済)

当行の主要な営業基盤である福島県の経済は、個人消費では外食や旅行等のサービス消費が徐々に回復しているほか、設備投資が緩やかに持ち直すなど、全体としては緩やかに持ち直しの動きが続いております。

(金融環境)

長期金利の指標となる10年国債利回りは、金融緩和政策の修正観測が高まるなか一時0.9%を超えて上昇しましたが、マイナス金利解除後も継続が見込まれる緩和的な金融環境から年度末には0.7%付近まで低下しました。為替相場は日米金利差の拡大を受けて年度末に1ドル151円台となるなど大幅に円安が進行しました。株式相場は好調な企業収益などを背景として、日経平均株価が史上最高値を更新し、年度末には4万円台まで上昇しました。

ハ. 事業の経過およびその成果

このような金融経済環境のなか、当行は長期ビジョン「地域社会に貢献する会社へ～金融サービスの枠を超えて～」の実現に向け、2021年4月から2024年3月までの3年間に計画期間とする第17次中期経営計画「とうほう^{かがやき}「輝」プラン」における3つの基本方針に基づき、最終年度の目標達成に向けて各種施策に積極的に取り組みました。

＜中期経営計画の取り組み＞

2021年度からスタートした中期経営計画「とうほう^{かがやき}「輝」プラン」の取り組み状況は以下のとおりです。

長期ビジョン	地域社会に貢献する会社へ ～ 金融サービスの枠を超えて ～		
計画名称	とうほう ^{かがやき} 「輝」プラン 計画期間：2021年4月～2024年3月		
基本方針	I. 地域・お客さまが輝く (地域・お客さまへの恩返し)	II. 従業員が輝く (成長と活力)	III. 当行が輝く (持続可能な経営体質)
輝き宣言	1. コンサルティング機能と地域商社機能の発揮により地域社会へ貢献します 2. お客さまの豊かな暮らしづくりのため、資産形成、ローンなどの幅広い分野でお客さま1人1人に最適なサービスを提案します 3. お客さまの利便性向上に向け、デジタルを活用した新たなチャネル戦略を構築します 4. お客さまへグループ一体でのワンストップサービスを提供します	1. 自律的なキャリア形成支援と活力ある職場環境を実現します 2. 多様なワークスタイルを選べる柔軟な働き方を実現します 3. 人材育成により、提案力・実践力を更に強化します	1. コンサルティング力向上のため、営業体制・本部組織を変革します 2. 金融サービスの向上と従業員の働き方改革を促進するため、デジタル・IT戦略を強化します 3. 安定収益確保に向け、強固な財務体質を構築します 4. 新たな付加価値の提供に向け、アライアンスを強化・拡大します 5. 持続的社会的実現に向け、SDGs・ESGへの取り組みを促進します 6. コンプライアンス態勢・リスク管理態勢を充実・強化します

基本方針Ⅰ. 地域・お客さまが輝く（地域・お客さまへの恩返し）

当行では金融仲介機能の発揮のみならず、お客さまが抱える様々な課題やニーズにお応えするコンサルティングサービスをグループ一体で提供しております。

事業を営むお客さまの様々なニーズにお応えするため、円滑な資金対応を行った結果、事業性貸出金は1兆6,570億円に達し残高ピークを更新するなど、貸出金残高は前年度から170億円増加し3兆9,342億円となりました。また、2022年10月に事業を開始した東邦コンサルティングパートナーズによる事業承継・M&A支援やとうほう地域総合研究所における経営コンサルティング業務の拡大など、幅広いコンサルティングサービスの高度化に積極的に取り組んだ結果、2023年度のコンサルティング業務における成約件数は、約2,600件となるなど、従来以上にお客さまとの関係性が深まっております。

持続可能な地域社会の構築に向けて、新たな産業を創出し育成することを目的として、起業家支援にも積極的に取り組んでおります。日本政策金融公庫との連携による協調ユニット「とうほう起業家応援 はばたき」を創設し、起業に関する相談全般に対応するとともに、「とうほう起業家応援デスク」を新たに設置するなど、起業を後押しする支援体制を強化しております。

個人のお客さまに対しては、人生100年時代を迎えるなか、中長期的な資産形成、資産運用、資産承継等の幅広いニーズにワンストップでお応えするため、「銀行・信託・証券」連携による高度な金融サービスを提供しております。

2024年1月からの新NISA制度開始に伴い、NISA口座数は4万件まで増加しており、預かり資産契約先数が10万先に到達するなど、資産形成や資産運用の裾野が拡大しております。また、お客さま一人ひとりの資産形成や資産運用ニーズに合わせた最適なご提案を行った結果、グループ全体での預かり資産残高は前年度から712億円増加し、6,532億円となるなど着実に取引が拡大しております。

今後も、お客さま本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）をさらに徹底してまいります。

基本方針Ⅱ. 従業員が輝く（成長と活力）

当行は、従業員の「主体的・自律的な成長」を促すため、その土台となる働きがいの醸成や働きやすい環境、成長やキャリア形成を促進する体制の実現に向けた人事制度を導入しております。人材は最も重要な経営資本であるとの考え方にに基づき、地域・お客さまの成長を支える人材を育成しております。お客さまの期待にお応えする幅広い分野でのコンサルティングサービスの高度化を図るため、2023年度は「OJTサポートとマインド醸成」「経営幹部層や中間管理層のマネジメント力強化、コンサルティングスキル強化を目的としたOFF-JT充実」「自己啓発意識の醸成」の3項目を重点施策として取り組みました。

また、当行は人的資本への投資を継続的に行う方針を掲げ、2023年度においては従業員の処遇改善として賃上げや初任給の引上げに取り組み、2022年10月に実施した人事制度改革による対応と合わせて平均4.5%程度の賃上げ実績となりました。

当行はダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの観点から、女性の管理職登用や専門人材の中途採用を積極的に進めており、2023年度末の女性役席者比率は24.0%となりました。また、専門的なスキルを持った人材を確保するため、キャリア採用を強化し、リファラル採用（注1）の制度化やアルムナイネットワーク（注2）の構築に取り組みました。

（注1）リファラル採用とは、当行従業員等から入行を希望する人材の紹介を受けて採用を行う制度。

（注2）アルムナイネットワークとは、当行退職者との繋がりを維持することを目的とした制度。

基本方針Ⅲ. 当行が輝く（持続可能な経営体質）

当行は、持続可能な経営体質の強化に向けて、アライアンス戦略を推進しております。地銀10行による広域かつ大規模な連携である「TSUBASAアライアンス」に加盟するなか、2024年1月にTSUBASA基幹系システム共同化への移行を完了しました。今後はデジタル投資を加速させ、店頭タブレットおよび個人ポータルアプリを導入するなどさらなる利便性やサービス品質の向上に取り組んでまいります。

2023年8月には、当行、とうほう証券ならびに野村証券は、地域のお客さまの豊かな“未来”を創造するため、金融商品仲介業務における包括的業務提携に関する基本合意を締結しました。当行グループと野村証券の強みを掛け合わせることで、地域における資産所得の増加や人生100年時代の充実した備えに貢献してまいります。

福島県浜通り地域の復興と発展、ならびに福島や東北の創造的復興に向けて、福島国際研究教育機構（F-REI）と、民間初となる包括連携協力協定を締結しました。本協定の締結により、同機構が推進する研究開発、産業化、人材育成等の取り組みを地元金融機関として最大限サポートしてまいります。



野村證券との金融商品仲介業務における包括的業務提携の基本合意



福島国際研究教育機構との包括連携協力協定

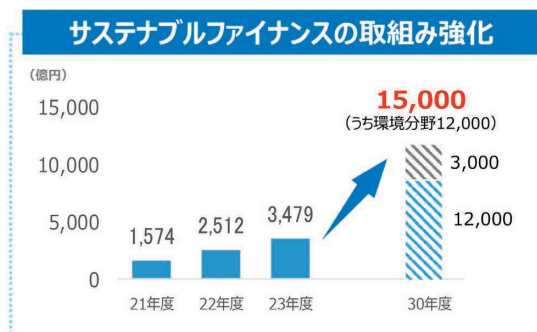
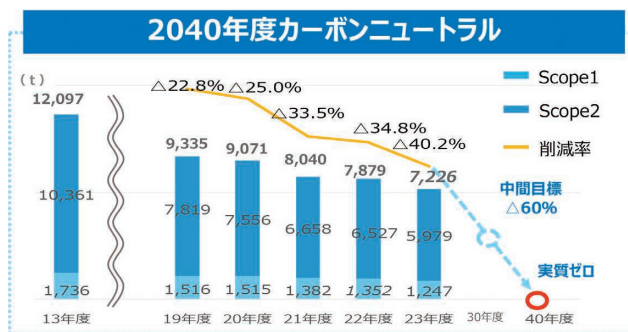
また、2024年4月には、相双地域の復興が生活と経済の両面で本格化していくなか、地元金融機関として相双地域の新たな産業創出を支え、交流・定住人口の増加を促進していくため、相双地域の復興推進の専担組織として、法人コンサルティング部内に新たに「相双新産業推進室」を設置しました。相双地域を中心に活動する企業、団体、自治体等との連携・協働にかかる中核機能を同室が担い、地域とともに新たな産業創出を進めることで、相双地域を起点とした福島・東北の創造的復興を目指してまいります。

〈サステナビリティ推進への取り組み〉

当行は、2023年3月に総合企画部内にサステナビリティ戦略推進課を新設し、「とうほうSDGs宣言」における「環境保全」「地域経済・社会」「高齢化」「金融サービス」「ダイバーシティ」の5テーマについて全行的な取り組みを展開しております。

「環境保全」においては、当行のCO₂排出量削減への取り組みとして、2040年度のカーボンニュートラル実現に向けた新たな削減計画の策定、新設予定店舗のZEB採用、既存店舗の高効率設備への更新に加えGXリーグや福島県「ふくしまゼロカーボン宣言事業」への参画等に取り組みました。また、お客さまの脱炭素化支援としては、環境省「ポートフォリオ・カーボン分析支援事業」を通じてお客さまのGHG排出量・FEの算定による脱炭素エンゲージメント体制の整備、中小企業等を対象とした自行評価型ファイナンス商品の取り扱い開始および東邦リースと連携したSDGsリースの活用による設備導入支援に取り組みました。

「地域経済・社会」においては、お客さまのSDGs関連支援としてSDGsサポートサービスの提供（宣言書策定220先）、自治体との連携による地方創生事業の推進、IPO支援、地域の雇用を守る事業承継、M&A支援など、地域経済活性化に向けて取り組みました。福島県総合計画において示された福島県の課題解決に貢献するため、サステナブルファイナンスの対象範囲を拡大し、これまでの2030年における環境分野1兆円から、環境分野1.2兆円、社会分野0.3兆円の計1.5兆円へ目標（2030年度までの10年間における実行・組成累計額）を



拡大しました。2024年3月末における実績は、累計で3,479億円に達しており、目標達成に向けて着実に進捗しております。今後も地域社会の持続可能性を高める取り組みを推進してまいります。また、地域福祉推進の観点から、「TOHOキッズカフェキャラバン」による子ども食堂の活動支援や、「とうほうフードドライブ」による生活困窮者支援団体等の活動支援に取り組みました。

「高齢化」においては、お客さまの相続関連課題の解決に向けた支援として個別相談会を年間累計で207回開催しました。また、特殊詐欺対策に関する啓発活動や福島県警との連携による防犯アプリ運用開始等に取り組みました。

「金融サービス」においては、当行のお取引先企業を対象とした資産形成・資産運用に関する職域セミナーを約330回開催し、4,000名を超えるお客さまに参加いただきました。また、退職されたお客さまを対象としたセカンドライフ応援セミナーの開催に加え、地域を支える子どもたちの金融リテラシー向上の観点から、地域の小学校・中学校・高校・大学への金融経済教室の出張授業を25回開催したほか、エコノミクス甲子園の開催等に取り組み、幅広い世代の資産形成・資産運用をサポートする金融リテラシー向上に取り組みました。

「ダイバーシティ」においては、人的資本への投資のみならず、仕事と家庭の両立支援やベテラン・シニアの活躍支援に積極的に取り組んでおります。また、チャレンジドの活躍機会拡大にも取り組み、2024年3月末時点での障がい者雇用率は法定雇用率を上回る2.75%となりました。

今後もサステナビリティに関する取り組みを一層強化することを目的に、2024年3月に「とうほうSDGs宣言」を「サステナビリティ宣言」に改称しました。これまで掲げていた5つのテーマを「地域経済・社会の活性化」「少子高齢化への対応」「DXの促進」「多様な人財の躍動」「脱炭素・ネイチャーポジティブ」へ変更し、これらを当行の新たな経営理念におけるミッションとして、より一層地域社会の持続可能性を高める取り組みを行ってまいります。

こうした取り組みの結果、2023年度の業容・業績は以下のとおりとなりました。



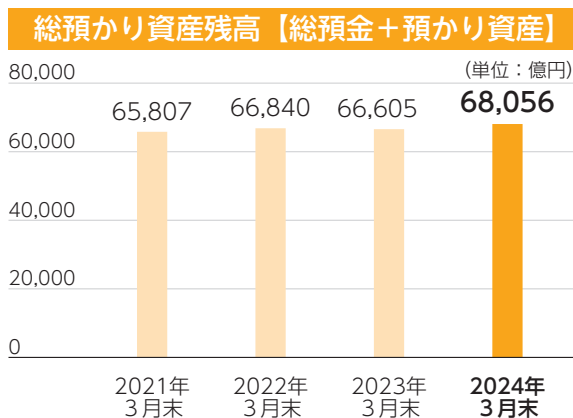
金融経済教室の出張授業

〈単体業績の概要〉

〔預金、譲渡性預金等〕

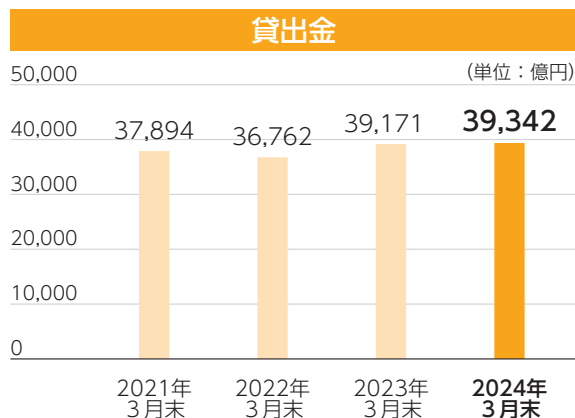
預金につきましては、個人預金と法人預金が引き続き順調に推移したことにより、前年度末比551億円増加し、5兆8,321億円となり、譲渡性預金を含む総預金については、前年度末比1,031億円増加し、6兆3,074億円となりました。

投資信託や生命保険等の預かり資産は、投資信託の残高増加等により前年度末比418億円増加し4,982億円となり、総預金と預かり資産を合計した総預かり資産は6兆8,056億円となりました。



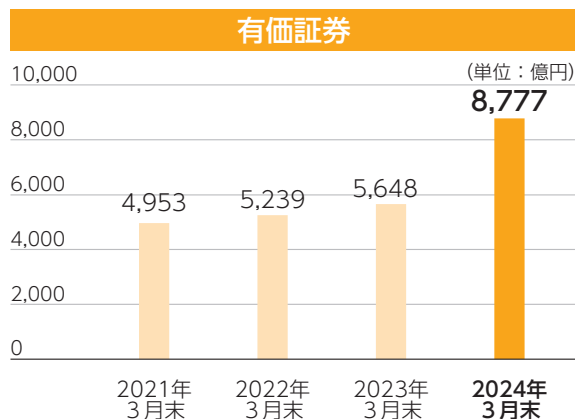
[貸出金]

貸出金につきましては、お客さまの資金ニーズに幅広く積極的にお応えした結果、前年度末比170億円増加し3兆9,342億円となりました。



[有価証券]

有価証券につきましては、安定的な利息配当金確保のため、円建債券を中心に残高を積み上げ、前年度末比3,129億円増加し8,777億円となりました。



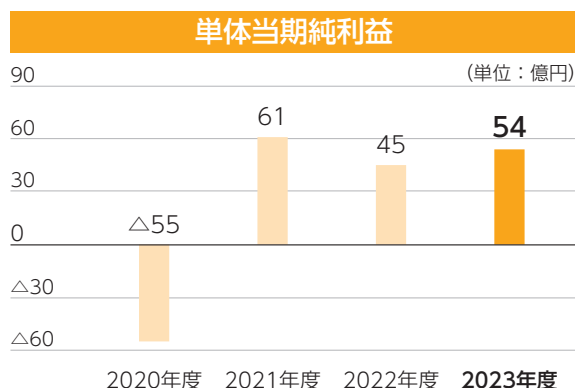
[損益]

本業の利益となるコア業務純益は、基幹系システム移行関連費用等、経費の増加により前年度比6億円減少し87億円となりました。

経常利益は、有価証券関係損益の改善などにより前年度比17億円増加し79億円となりました。

上記の結果、当期純利益は前年度比8億円増加し54億円となりました。

また、連結の経常利益は83億円、親会社株主に帰属する当期純利益は52億円となりました。



二. 店舗等

2023年7月に日立支店（茨城県日立市）を利便性の高いショッピングモール内へ移転し、白河支店（白河市）、植田支店（いわき市）の建替計画を決定するなど、お客さまの利便性向上、地域貢献、環境配慮等に資する店舗を目指して店舗建替計画を進めております。

また、営業体制につきましては、多様化するお客さまニーズへの対応に向けて、付加価値の高い幅広いコンサルティングサービスが提供できる営業体制の構築を目指しております。

ホ. 対処すべき課題

2023年の外部環境としては、国内経済は全体として緩やかに持ち直しの動きが続いているものの、地域において事業を営むお客さまにおいては、人口減少に伴う恒常的な人材不足や急速な円安等による物価上昇など、不透明な経営環境が続いております。

東日本大震災から13年が経過し、福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想の進展や、福島国際研究教育機構（F-REI）が創設されるなど、福島の創造的復興が期待されております。

このような環境のもと、2024年4月より当行グループが果たすべき役割・使命を明確化すべく、新たな経営理念体系を制定しました。東日本大震災からの復興への決意として制定したコーポレートメッセージ「すべてを地域のために」をパーパスとし、「サステナビリティ宣言」における5つのマテリアリティ（重要課題）に取り組むことをミッションと定め、目指すべきビジョンである「地域社会に貢献する会社へ～金融サービスの枠を超えて～」を実現するための役職員が共有する行動指針・価値観としてバリューズを制定しました。

新たな経営理念体系の下、全役職員が心ひとつに進んでまいります。

【経営理念の体系図】

パーパス (経営理念)	すべてを地域のために
ミッション (サステナビリティ宣言)	①地域経済・社会の活性化 ②少子高齢化への対応 ③DXの促進 ④多様な人財の躍動 ⑤脱炭素・ネイチャーポジティブ
ビジョン	地域社会に貢献する会社へ ～金融サービスの枠を超えて～
バリューズ (行動指針・価値観)	私たちは、お客さま第一主義に徹し、社会課題の解決を通じ、持続可能な社会の実現に貢献します。 ①熱意 ②誠実 ③対話 ④未来志向 ⑤学び挑戦

これら経営理念を実現するための計画として、2024年4月から2030年3月までの6年間で計画期間とする長期経営計画「TX PLAN 2030 (TOHO TRANSFORMATION (X) PLAN 2030)」を新たに策定しました。前中期経営計画期間で取り組んできた「変革」をさらに進め、当行が「進化」を果たし、地域・お客さまと新たな価値を「共創」していくという決意を3つの「X」に込めました。TX PLAN 2030では「お客さま1社1社の事業価値向上」と「お客さま一人ひとりのゆたかな暮らしづくり」をゴールに掲げながら、「地域・お客さまとの価値共創」と「当行グループの成長戦略」を実現してまいります。

【「X」に込められた3つの意味】

変革 = TRANS (X) FORMATION

進化 = E X PANSION

共創 = CROSS (X)

【長期経営計画の概要図】



計数目標としては、2026年度に「連結コア業務純益115億円」「連結当期純利益60億円」「連結ROE3%」「連結コアOHR77%」、2029年度には「連結コア業務純益185億円」「連結当期純利益110億円」「連結ROE5%」「連結コアOHR67%」を目指してまいります。2023年度にTSUBASA基幹系システム共同化への移行が完了したことに伴う、一定期間における償却負担と2024年度以降の成長投資による経費増加を見込むものの、新たな営業体制構築等の投資効果が顕在化することで、2027年度以降、収益性が向上し当期純利益が伸長する計画です。

引き続き、当行は総合的な金融サービスの提供により、地域のお客さまへのご支援を最優先課題として地域社会の持続的な発展に貢献してまいります。

(2) 財産および損益の状況

イ. 単体業績の推移

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
預金	5,790,821	5,748,937	5,776,961	5,832,107
定期性預金	1,172,007	1,143,007	1,115,128	1,063,164
その他	4,618,813	4,605,930	4,661,833	4,768,943
貸出金	3,789,476	3,676,272	3,917,160	3,934,236
個人向け	791,307	806,425	815,861	842,935
中小企業向け	1,124,503	1,102,255	1,118,818	1,120,208
その他	1,873,665	1,767,591	1,982,480	1,971,092
商品有価証券	17	524	17	43
有価証券	495,372	523,951	564,806	877,748
国債	136,152	106,221	114,212	370,969
その他	359,220	417,730	450,593	506,778
総資産	6,777,840	7,121,876	6,596,917	6,738,164
内国為替取扱高	26,543,704	26,676,730	26,562,606	27,064,005
外国為替取扱高	百万ドル 1,018	百万ドル 1,112	百万ドル 1,085	百万ドル 942
経常利益又は経常損失 (△)	△5,602	8,950	6,104	7,902
当期純利益又は当期純損失 (△)	△5,531	6,181	4,573	5,431
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額 (△)	円 銭 △21 94	円 銭 24 52	円 銭 18 14	円 銭 21 53
信託財産	3,539	4,555	5,895	6,010
信託報酬	0	0	0	0

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 勘定系システムの移行に伴い、2023年度より、個人事業主向けの個人ローンについては、「中小企業向け」から「個人向け」に変更しております。

3. 「1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (△)」は、当期純利益又は当期純損失 (△) を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。

ロ. 連結業績の推移

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
経常収益	58,275	60,227	58,703	58,984
経常利益又は経常損失（△）	△4,087	10,217	6,699	8,321
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失（△）	△4,664	6,753	4,493	5,252
包括利益	1,661	3,295	162	16,885
純資産額	191,386	192,740	191,012	206,179
総資産	6,792,337	7,135,413	6,613,120	6,758,569

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使用人数	1,881人
平均年齢	42歳 9月
平均勤続年数	19年 2月
平均給与月額	392千円

(注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、時間外勤務手当等を含み賞与を除く金額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数

	当 年 度 末	
	店	うち出張所
福島県	111	(5)
東京都	2	(－)
宮城県	5	(－)
山形県	1	(－)
茨城県	2	(－)
栃木県	1	(－)
新潟県	1	(－)
合計	123	(5)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を130か所設置しております。また、当行が店舗管理銀行となっている、株式会社イーネットとの提携に基づく店舗外現金自動設備を142か所設置しております。

ロ. 当年度新設営業所

当年度の新設営業所はございません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	3,294
---------	-------

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
営業店舗関連	769
ソフトウェア	2,128
システム機器	0

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ハ. 重要な設備の処分・除却等

(単位：百万円)

内 容	時 期	金 額
次期営業店端末機更改SE費用 (PROBANK用)	2023年12月31日	180
旧会津一之町支店売却	2023年4月30日	105

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社および子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当ございません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
とうほう証券 株式会社	福島市大町3番25号	証券業務	3,000百万円	100.00%	子会社
株式会社 東邦コンサルティング パートナーズ	福島市大町4番4号	事業承継支援業務、 M&A支援業務	100百万円	100.00%	子会社
東邦リース 株式会社	福島市上町5番6号	リース業務	60百万円	50.00%	子法人等
株式会社 東邦カード	福島市大町4番4号	クレジットカード業務 および信用保証業務	30百万円	50.00%	子法人等
株式会社 東邦クレジットサービス	福島市大町4番4号	クレジットカード業務 および信用保証業務	30百万円	50.00%	子法人等
東邦信用保証 株式会社	福島市大町4番4号	信用保証業務	110百万円	50.00%	子法人等
東邦情報システム 株式会社	福島市飯坂町 平野字桜田3番地4	電子計算機による計算 業務および電子計算機 ソフトウェア開発業務	60百万円	39.69%	子法人等
株式会社 とうほうスマイル	福島市飯坂町 平野字桜田3番地4	帳票等の印刷・ 製本業務	30百万円	100.00%	子会社
ふるさと産業躍進 投資事業有限責任組合	仙台市青葉区 中央1丁目6番35号	成長・成熟・再生局面 にある企業への投資業務	1,661百万円	一%	関連法人等

(注) 1. 当行が所有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 連結対象の子会社、子法人等、持分法適用会社は上記の9社であります。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称A C S）を行っております。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称M I C S）を行っております。
3. 地方銀行13行（北海道銀行・秋田銀行・山形銀行・七十七銀行・群馬銀行・足利銀行・常陽銀行・武蔵野銀行・千葉銀行・きらぼし銀行・横浜銀行・第四北越銀行・八十二銀行）、第二地方銀行1行（福島銀行）との提携により平日日中のお引出し手数料が無料となるサービスを行っております。
4. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称C N S）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
5. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
6. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット、株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動預入れ等のサービスを行っております。
7. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
8. 株式会社千葉銀行、株式会社第四北越銀行、株式会社中国銀行、株式会社伊予銀行、株式会社北洋銀行、株式会社武蔵野銀行、株式会社滋賀銀行、株式会社琉球銀行および株式会社群馬銀行との間で、「T S U B A S A アライアンスに関する基本合意書」を締結しております。
9. 株式会社千葉銀行、株式会社第四北越銀行、株式会社中国銀行、株式会社北洋銀行、日本アイ・ビー・エム株式会社およびキンドリルジャパン株式会社との間で、「基幹系システムの共同化に係わる基本合意書」を締結しております。

（7）事業譲渡等の状況

該当ございません。

（8）その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ございません。

2. 会社役員（取締役）に関する事項

（1）会社役員の状況

（年度末現在）

氏 名	地位および担当	重要な兼職
佐 藤 稔	取締役頭取（代表取締役） 監査部【正】	
遠 藤 勝 利	専務取締役（代表取締役） 総合企画部【正】、コンプライアンス・リスク統括部【正】 総務部【正】	
七 海 重 貴	常務取締役 人事部【正】、審査部【正】	
添 田 俊 樹	常務取締役 営業本部長 営業本部【正】、デジタル戦略・業務改革部【正】	
小 西 雅 子	取締役（社外）	公益財団法人世界自然保護基金ジャパン 専門ディレクター 環境省中央環境審議会委員 京都大学大学院総合生存学館（思修館） 特任教授 昭和女子大学専門職大学院 福祉社会・ 経営研究科 特命教授
高 島 英 也	取締役（社外）	株式会社フジオフードグループ本社 社外監査役 北海道空港株式会社 社外監査役 学校法人酪農学園 理事長
石 井 隆 幸	取締役常勤監査等委員	
渡 部 速 夫	取締役監査等委員（社外）	
長 野 聡	取締役監査等委員（社外）	弁護士 内藤証券株式会社 社外監査役
河 野 一 郎	取締役監査等委員（社外）	

(注) 1. 取締役のうち、小西雅子、高島英也、渡部速夫、長野聡および河野一郎は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当行は小西雅子、高島英也、渡部速夫、長野聡および河野一郎を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に指定しております。
3. 2023年6月26日開催の第120回定時株主総会終結の時をもって、専務取締役須藤英穂、常務取締役横山貴一は任期満了により退任いたしました。
4. 当行は、常勤監査等委員を1名選定しております。常勤監査等委員を選定している理由は、行内事情に精通した者が、重要な会議等への出席、内部監査部門等との連携、執行部門からの定期的な報告の受領等により得られた情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
5. 社外取締役監査等委員 長野聡は、ロングライフホールディング株式会社の社外取締役を兼職しておりましたが、2023年10月31日をもって退任しております。

(ご参考) 当行は執行役員制度を採用しております。各執行役員の氏名、地位および担当は次のとおりであります。(年度末現在)

氏 名	地 位 お よ び 担 当
土 屋 広 行	常務執行役員 人事部付
吉 田 哲 治	常務執行役員 人事部付
田 辺 直 之	常務執行役員 本店営業部長 営業本部【副】
目 黒 寛 己	常務執行役員 郡山営業部長 営業本部【副】
澤 田 誓	常務執行役員 会津営業部長 営業本部【副】
高 橋 由 美 子	執行役員 人事部担当
藤 島 正 智	執行役員 東京支店長 営業本部【副】
高 野 真 司	執行役員 事務本部長 事務本部【正】、市場金融部【正】
穴 戸 英 裕	執行役員 人事部付
関 根 貴	執行役員 いわき営業部長 営業本部【副】
金 成 倫	執行役員 総合企画部長
菊 地 広 幸	執行役員 白河支店長 営業本部【副】
上 樫 大	執行役員 営業本部副本部長兼営業統括部長

また、当行は、監査等委員会の職務を補助する監査等委員会付役員を選任しており、氏名、地位は次のとおりであります。

氏 名	地 位
佐 藤 卓 夫	監査等委員会付役員

(2) 会社役員に対する報酬等

イ. 取締役（監査等委員である取締役以外の取締役）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

①当該方針の決定方法

各取締役の報酬の内容に係る決定方針については、報酬の内容について公正性・客観性・透明性を確保するために代表取締役と過半数の独立社外取締役とで組織する指名・報酬協議会において審議を行い、審議結果を取締役会に答申し、取締役会は指名・報酬協議会の答申を踏まえ決議しております。

②当該方針の内容の概要

監査等委員である取締役以外の取締役（以下、「監査等委員以外取締役」という。）のうち業務執行取締役の報酬については、役位毎の職務および責任に応じ、月次で支給する確定金額報酬、年次で支給する譲渡制限付株式報酬、および単年度の業績に応じて年次で支給する業績連動型報酬で構成しております。

業務執行取締役以外の取締役（社外取締役を含む）については確定金額報酬のみとしております。

確定金額報酬については、2018年6月22日開催の第115回定時株主総会で決議された年額345百万円（うち社外取締役年額30百万円以内）の範囲内で各取締役の役位に応じ月次で支給しております。

譲渡制限付株式報酬については、2023年6月26日開催第120回定時株主総会で決議された年額70百万円の範囲内で業務執行取締役の役位に応じ年次で支給しております。

業績連動型報酬については、経営陣の業績向上への貢献のインセンティブと位置付け、業績指標として一事業年度の成果を表す連結当期純利益を採用し、2023年6月26日開催第120回定時株主総会で決議された業績連動型報酬限度額の範囲内において業務執行取締役へ年次で以下のとおり支給いたします。

確定金額報酬、譲渡制限付株式報酬、業績連動型報酬ともその内容については、指名・報酬協議会において審議を行い、審議結果を取締役会に答申し、取締役会は指名・報酬協議会の答申を踏まえ決議しております。

連結当期利益水準	業績連動型報酬限度額	業績連動型報酬支給月数
50億円未満	0円	0.0ヶ月
50億円以上～60億円未満	30百万円	1.0ヶ月
60億円以上～70億円未満	40百万円	1.5ヶ月
70億円以上～80億円未満	50百万円	2.0ヶ月
80億円以上～100億円未満	60百万円	2.5ヶ月
100億円以上	70百万円	3.0ヶ月

(支給方式)

業績連動型報酬支給額＝確定金額報酬×業績連動型報酬支給月数

③監査等委員以外の各取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断する理由

監査等委員以外の各取締役の報酬については、指名・報酬協議会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定を行っていることから、決定方針に沿うものであると判断しております。

□. イ以外の会社役員の報酬等の額またはその算定方法の決定方針に関する事項

①当該方針の決定方法

監査等委員である取締役の報酬の決定方針については、取締役会にて決議しております。

②方針の概要

監査等委員である取締役の報酬については、月次で支給する確定金額報酬のみとしております。

監査等委員である各取締役の報酬については2018年6月22日開催の第115回定時株主総会で決議された年額80百万円の限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議によって決定しております。

ハ. 取締役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動型報酬等	非金銭報酬等
取締役 (監査等委員である取締役を除く)	8名	147	115	7	24
取締役 (監査等委員)	4名	46	46	—	—
計	12名	193	161	7	24

- (注) 1. 非金銭報酬等については、監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除く。）に当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主のみなさまとの一層の価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式を交付することとしております。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の確定金額報酬限度額は、2018年6月22日開催の第115回定時株主総会において年額345百万円（うち社外取締役30百万円以内）と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は13名（うち社外取締役は2名）です。
3. 監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除く）の報酬について、2023年6月26日開催の第120回定時株主総会において、業績連動型報酬額は上記イ②に記載している表のとおり、譲渡制限付株式報酬は上記報酬枠（年額345百万円）の内枠で年額70百万円以内、かつ発行または処分される当行の普通株式の総数を年350,000株以内で、対象取締役の役位に応じ年次で支給することについて決議されております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は4名であり、業績連動型報酬の支給基準となる当事業年度における連結当期純利益は5,252百万円となりました。
4. 取締役（監査等委員）の金銭報酬の額については、2018年6月22日開催の第115回定時株主総会において、監査等委員である取締役の確定金額報酬限度額は年額80百万円と決議されております。また、当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は6名（うち社外取締役は4名）です。
5. 上表には、2023年6月26日開催の第120回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く）2名を含んでおります。

(3) 責任限定契約

当行は、社外役員として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、社外役員との間で、当行への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、下記5名の社外役員は当行との間で、当該責任限定契約を締結しております。

氏 名	責任限定契約の内容
小 西 雅 子 高 島 英 也 渡 部 速 夫 長 野 聡 河 野 一 郎	在任中、その任務を怠ったことにより銀行に損害を与えた場合において、社外役員がその職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、銀行に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任を超える部分については、銀行は社外役員を免責する。

(4) 補償契約

イ. 在任中の会社役員との間の補償契約

該当ございません。

ロ. 補償契約の履行等に関する事項

該当ございません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項
(役員等賠償責任保険契約の内容の概要)

イ. 被保険者の範囲

当行のすべての取締役、執行役員、監査等委員会付役員。

ロ. 保険契約の内容の概要

被保険者が役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や、争訟費用等を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当行が負担しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名		兼職その他の状況
取締役	小 西 雅 子	公益財団法人世界自然保護基金ジャパン 専門ディレクター 環境省中央環境審議会 委員 京都大学大学院総合生存学館（思修館） 特任教授 昭和女子大学専門職大学院福祉社会・経営研究科 特命教授
取締役	高 島 英 也	株式会社フジオフードグループ本社 社外監査役 北海道空港株式会社 社外監査役 学校法人酪農学園 理事長
取締役	長 野 聡	弁護士 内藤証券株式会社 社外監査役

(注) 1. 社外取締役監査等委員 長野聡は、ロングライフホールディング株式会社の社外取締役を兼職しておりましたが、2023年10月31日をもって退任しております。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在 任 期 間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
取締役 小 西 雅 子	1年9カ月	当年度開催の取締役会 15回中14回に出席	国内外の環境・エネルギー政策および持続可能性（SDGs）に高度な専門的知識を有しており、企業へのアドバイス経験も豊富な観点から、取締役会の審議において、ガバナンスや業務執行の適正性、経営課題への取り組み等に関する監督に加え、的確な助言・提言を行うなど、期待される役割を十分に果たしております。 また、県内の経済動向の視察や営業店の監査に帯同し、社内の状況把握に努める他、独立社外取締役会議や指名・報酬協議会において、様々な経営課題への対処や取締役の選任ならびに報酬の決定に関して、客観的な立場から意見を述べております。
取締役 高 島 英 也	1年9カ月	当年度開催の取締役会 15回中14回に出席	長期にわたり事業会社の役員を務め、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有している観点から、取締役会の審議において、ガバナンスや業務執行の適正性、経営課題への取り組み等に関する監督に加え、的確な助言・提言を行うなど、期待される役割を十分に果たしております。 また、県内の経済動向の視察や営業店の監査に帯同し、社内の状況把握に努める他、独立社外取締役会議や指名・報酬協議会において、様々な経営課題への対処や取締役の選任ならびに報酬の決定に関して、客観的な立場から意見を述べております。
取締役 監査等委員 渡 部 速 夫	7年9カ月	当年度開催の取締役会15回 中すべてに出席 当年度開催の監査等委員会 16回中すべてに出席	金融業務全般にわたる幅広い知見と豊富な経験に基づく視点から、取締役会、監査等委員会の審議において、ガバナンスや業務執行の適正性、経営課題への取り組み等に関する監督に加え、的確な助言・提言を行うなど、期待される役割を十分に果たしております。 また、県内の経済動向の視察や営業店の監査に帯同し、社内の状況把握に努める他、筆頭独立社外取締役として、独立社外取締役会議の議長を務め、他の社外取締役との連携を図りながら様々な経営課題への対処に関して、客観的・中立的な立場で提言をとりまとめるとともに、指名・報酬協議会においても議長として取締役の選任ならびに報酬の決定に関して、主導的な役割を果たしております。

氏 名	在 任 期 間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
取締役 監査等委員 長 野 聡	3年9カ月	当年度開催の取締役会15回 中すべてに出席 当年度開催の監査等委員会 16回中すべてに出席	金融政策全般にわたる幅広い知見に加え弁護士としての専門的知見に基づく視点から、取締役会、監査等委員会の審議において、ガバナンスや業務執行の適正性、経営課題への取り組み等に関する監督に加え、的確な助言・提言を行うなど、期待される役割を十分に果たしております。 また、県内の経済動向の視察や営業店の監査に帯同し、社内の状況把握に努める他、独立社外取締役会議や指名・報酬協議会において、様々な経営課題への対処や取締役の選任ならびに報酬の決定に関して、積極的に関与し意見を述べております。
取締役 監査等委員 河 野 一 郎	1年9カ月	当年度開催の取締役会15回 中すべてに出席 当年度開催の監査等委員会 16回中すべてに出席	金融行政に長年にわたり携わった豊富な経験と幅広い知見に基づく視点から、取締役会、監査等委員会の審議において、ガバナンスや業務執行の適正性、経営課題への取り組み等に関する監督に加え、的確な助言・提言を行うなど、期待される役割を十分に果たしております。 また、県内の経済動向の視察や営業店の監査に帯同し、社内の状況把握に努める他、独立社外取締役会議や指名・報酬協議会において、様々な経営課題への対処や取締役の選任ならびに報酬の決定に関して、客観的な立場から意見を述べております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支 給 人 数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5名	45	—

(4) 社外役員の意見

特記すべき事項はございません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	798,256千株
発行済株式の総数	252,500千株
	(自己株式236千株を含む)

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 21,016名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	18,861	7.47
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	11,149	4.41
明治安田生命保険相互会社	9,924	3.93
東邦銀行従業員持株会	9,794	3.88
福島商事株式会社	8,436	3.34
日本生命保険相互会社	7,938	3.14
日東紡績株式会社	4,746	1.88
松井証券株式会社	4,543	1.80
住友生命保険相互会社	3,939	1.56
双葉不動産建設株式会社	3,180	1.26

(注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数（236千株）を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数（株式の種類および種類ごとの数）
取締役 (監査等委員であるものおよび社外取締役を除く)	4名	普通株式 143,570株

5. 当行の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等
該当ございません。
- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当ございません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人		
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 高 嶋 清 彦	74	(注) 3.
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 日下部 恵 美		(注) 4.

- (注) 1. 当行と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分しておりませんので、「当該事業年度に係る報酬等」の金額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。
2. 当行、子会社が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額80百万円。
3. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、監査時間・配員計画等の観点から報酬の見積りの相当性の検討を行った結果、報酬額は妥当であると認め、同意いたしました。
4. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務は、グループ会社における顧客資産の分別管理の法令遵守の状況に関する保証報告書作成業務であります。なお、当該業務等に係る報酬は1百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ございません。

(3) 補償契約

イ. 在任中の会計監査人との間の補償契約

該当ございません。

ロ. 補償契約の履行等に関する事項

該当ございません。

（４）会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

- イ. 監査等委員会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合または会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、会計監査人の解任または不再任が必要であると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。
- ロ. 監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

7. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

特に定めておりません。

8. 業務の適正を確保する体制

（１）業務の適正を確保する体制の概要

当行は、取締役会において「業務の適正を確保する体制の整備に係る基本方針」として、「内部統制に関する基本方針」について次のとおり決議しております。

イ. 当行の法令等遵守態勢

- ① 取締役会は「法令等遵守の基本方針」とこれに基づく具体的な行動規範としての「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、全役職員がこれを遵守する。
- ② 取締役会は、年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を策定し、具体的な実践計画に基づく態勢整備を図る。加えて、「法令遵守委員会」を設置し、定期的に法令等遵守態勢・状況のチェックおよび管理等の審議結果について報告を受ける。また、全行的な法令等遵守の統括に関する事項を所管するコンプライアンス統括部門を設置する。
- ③ コンプライアンス統括部門は、法令等遵守状況のチェックおよび管理等を行うとともに、各本店で任命される法令遵守担当者を通じて法令等遵守態勢の徹底を行う。加えて、公益通報者保護の窓口として、子会社を含めた全役職員に対してコンプライアンス上問題のある事項を直接報告させる態勢を構築し、その報告内容に応じ速やかに是正措置を講ずる。
- ④ 内部監査部門は、法令等遵守態勢の有効性および適切性について監査を行い、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて被監査部門および統括・管理部門

に要改善事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。

- ⑤ 当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係を遮断する。

ロ. 当行の取締役の職務の執行に係る情報管理態勢

取締役の職務の執行状況に関する情報については、文書規程等に基づき、各種会議の議事録および各種業務の執行にかかる稟議書等を作成する。これらの文書については、取締役が常時閲覧できるよう保存・管理する。

ハ. 当行のリスク管理態勢

- ① 取締役会は「リスク管理の基本方針」および各リスクの管理規程等を制定し、リスク統括部門および各リスク管理部門、管理方法等を定める。加えて「業務継続計画」および「危機管理対応マニュアル」を定め、各種リスクの顕在化を契機とする危機発生時における速やかな復旧と円滑な対応に努める。
- ② 取締役会は、「リスク管理委員会」等を設置し、定期的に各種リスクの保有状況や対応方針等にかかる審議結果について報告を受ける。リスク統括部門は、各リスク管理部門を通じて常時モニタリングを行うとともに、その結果について取締役会に報告する。
- ③ 内部監査部門は、リスク管理態勢の有効性および適切性について監査を行い、その結果を取締役に報告するとともに、必要に応じて被監査部門および統括・管理部門に要改善事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。

二. 当行の職務の効率性確保

定款に定めた事業目的を取締役が効率的に遂行するため、以下の態勢を構築する。

- ① 取締役会は、機関・職制・業務分掌・権限委譲等に関する諸規程を策定し、効率的な職務遂行を実践する。
- ② 取締役会は、中期経営計画や年度経営計画等を策定するとともに、「常務会」や「経営戦略実行委員会」等で進捗管理を行い、必要な経営施策を機動的に策定する。
- ③ 取締役は、その業務執行状況について取締役会に報告する。

ホ. 当行およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保する態勢

- ① 当行の取締役会が子会社の業務の適正を監視するとともに、「グループ会社管理規程」を制定して子会社の統括・管理部門を明らかにし、各社における法令等遵守態勢やリスク管理態勢の整備等当行およびその子会社から成る企業集団での内部統制システムを構築する。
- ② 当行は、各子会社に対し、「コンプライアンス・マニュアル」、「リスク管理の基本方針」の制定、経営計画の策定、その業務執行状況を定期的に当行経営陣に対して報告することなどを求めることにより、当行およびその子会社から成る企業集団での業務の適正および効率性を確保していく。

- ③ 内部監査部門は、子会社における法令等遵守態勢やリスク管理態勢の有効性および適切性について監査を行い、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて子会社およびその統括・管理部門に要改善事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。
- ④ 当行およびその子会社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための内部管理態勢を整備する。

ハ. 監査等委員会の職務の補助に関する態勢

- ① 監査等委員会には監査等委員会付役員および監査等委員会事務局を置く。
- ② 監査等委員会付役員は、業務執行部門からの独立性を確保する観点から、監査等委員会専属の委嘱を受け、常勤監査等委員の職務を補助し、取締役（監査等委員である取締役を除く）等の指示命令を受けないものとする。
- ③ 監査等委員会事務局には、業務執行部門からの独立性を確保する観点から、専属のスタッフを配置し、監査等委員会の職務を補助する。監査等委員会は、上記専属のスタッフに業務に必要な事項を指示することができるものとし、監査等委員会より指示を受けた専属のスタッフは当該指示に係る事項に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く）等の指示命令を受けないものとする。当該スタッフの人事に関しては、監査等委員会と人事部門の担当役員と意見交換を行うなどにより、監査等委員会の職務の補助態勢維持に努める。

ト. 監査等委員会への報告態勢

- ① 監査等委員会は、法令等に定める事項のほか、必要に応じ内部統制システムの構築・運用状況について当行およびその子会社の全役職員（当行の監査等委員である取締役を除く）から報告を受ける。また、常務会・各種委員会など重要な会議への出席や、各種議事録や重要書類等の閲覧により、執行状況の報告を受ける。
- ② 監査等委員会は、当行およびその子会社の公益通報者保護の窓口であるコンプライアンス統括部門より、公益通報にかかる内容報告を受ける。
- ③ 当行およびその子会社は、前記①②の報告を行った全役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行わない。

チ. 監査等委員会監査の実効性確保

- ① 監査等委員会の監査の実効性を確保するため、監査等委員会は内部監査部門等と緊密な連携を保ち、内部管理体制における課題等について定期的に意見交換するほか、内部監査の結果等の報告を受ける。
- ② 監査等委員会付役員および監査部長の選任および解任については監査等委員会の同意を得たうえで取締役会にて決議する。
- ③ 監査等委員会は、会計監査人と定期的に情報交換を行うほか、必要に応じて外部専門家の意見を聴取するなど、適正な監査の実施に努める。

- ④ 監査等委員会または監査等委員の職務の執行について生ずる必要な諸費用については、予算を措置する。

(2) 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

当行では、基本方針に基づく運用状況の確認を毎年実施し、その結果を取締役会に報告することにより、内部統制システムの整備と適切な運用に努めております。

当事業年度（第121期）における基本方針に基づく運用状況の概要は、次のとおりであります。

イ. 当行の法令等遵守態勢

年度毎のコンプライアンス・プログラムを取締役会で定め、役職員に周知するとともに、法令遵守委員会（7回）で進捗状況をモニタリングし、その内容を取締役会に定期的に報告いたしました。

また、組織の一体感を醸成し、より良い職場環境を築いていくため、2023年5月から8月の期間において役員が全部店を臨店して従業員との対話を行いました。

ロ. 当行のリスク管理態勢

年度毎のリスク管理方針を取締役会で定め、リスク管理委員会（12回）、およびALM委員会（15回）で進捗状況をモニタリングし、その内容を取締役会に報告いたしました。

また、当事業年度では、T S U B A S A基幹系システム共同化の安定移行に向けてリスク管理態勢の強化を進めるとともに、近年激甚化する風水害リスクへの対応として業務継続計画の見直しを行い、危機管理体制を整備しました。

ハ. 当行の職務の効率性確保

取締役会を15回、業務執行の決定の一部を委任している常務会を48回開催いたしました。また、年度経営計画を取締役会で定め、経営戦略実行委員会（3回）で進捗状況をモニタリングし、その内容を取締役会に報告いたしました。

2023年6月、監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除く）を対象に、当行の持続的な企業価値向上に対するインセンティブを強化する観点から、業績連動型報酬の支給基準を見直すとともに譲渡制限付株式報酬制度を導入しました。

ニ. 当行およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保する態勢

子会社の業務実績について取締役会に報告（4回）いたしました。また、グループ戦略会議（6回）を開催し、経営課題の把握と対応方針について協議いたしました。

また、当行の監査部においてグループ会社に対する業務監査を実施し、当行グループにおける業務の適正を確保するための体制構築に努めました。

ホ. 監査等委員会監査の実効性確保

監査等委員会は、内部監査部門と10回、会計監査人と9回情報交換を実施いたしました。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当ございません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ございません。

11. 会計参与に関する事項

(1) 責任限定契約

該当ございません。

(2) 補償契約

イ. 在任中の会計参与との間の補償契約

該当ございません。

ロ. 補償契約の履行等に関する事項

該当ございません。

12. その他

該当ございません。

計算書類

第121期末 (2024年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
現金預け金	1,795,076	預金	5,832,107
現金	43,823	当座預金	322,566
預け金	1,751,253	普通預金	4,365,536
買入金銭債権	9,835	貯蓄預金	47,249
商品有価証券	43	通知預金	2,304
商品国債	2	定期預金	1,063,164
商品地方債	40	その他の預金	31,285
金銭の信託	5,450	譲渡性預金	475,365
有価証券	877,748	借入金	190,400
国債	370,969	借入金	190,400
地方債	169,071	外国為替	223
社債	138,996	売渡外国為替	68
株式	51,233	未払外国為替	155
その他の証券	147,477	信託勘定借	6,010
貸出金	3,934,236	その他負債	31,860
割引手形	4,702	未決済為替借	287
手形貸付	73,382	未払法人税等	1,872
証書貸付	3,644,894	未払費用	2,545
当座貸越	211,257	前受収益	1,016
外国為替	932	金融派生商品	8,007
外国他店預け	932	金融商品等受入担保金	9,650
その他資産	68,192	リース債務	488
未決済為替貸	261	資産除去債務	248
前払費用	212	その他の負債	7,742
未収収益	3,331	睡眠預金払戻損失引当金	327
金融派生商品	10,396	偶発損失引当金	560
金融商品等差入担保金	114	ポイント引当金	155
その他の資産	53,876	再評価に係る繰延税金負債	1,984
有形固定資産	34,323	支払承諾	8,068
建物	9,649	負債の部合計	6,547,064
土地	17,524	純資産の部	
リース資産	472	資本金	23,519
建設仮勘定	474	資本剰余金	13,653
その他の有形固定資産	6,202	資本準備金	13,653
無形固定資産	13,232	利益剰余金	148,692
ソフトウェア	12,850	利益準備金	9,865
その他の無形固定資産	381	その他利益剰余金	138,827
前払年金費用	2,209	別途積立金	131,600
繰延税金資産	11,549	繰越利益剰余金	7,227
支払承諾見返	8,068	自己株式	△77
貸倒引当金	△22,734	株主資本合計	185,787
資産の部合計	6,738,164	その他有価証券評価差額金	6,043
		土地再評価差額金	△731
		評価・換算差額等合計	5,312
		純資産の部合計	191,099
		負債及び純資産の部合計	6,738,164

損益計算書 (2023年4月1日～2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		50,473
資金運用収益	35,238	
貸出金利息	26,593	
有価証券利息配当金	5,962	
コールローン利息	62	
預け金利息	2,611	
その他の受入利息	9	
信託報酬	0	
役務取引等収益	13,253	
受入為替手数料	3,320	
その他の役務収益	9,933	
その他業務収益	479	
商品有価証券売買益	0	
国債等債券売却益	262	
金融派生商品収益	205	
その他の業務収益	10	
その他経常収益	1,501	
償却債権取立益	17	
株式等売却益	289	
金銭の信託運用益	18	
その他の経常収益	1,176	
経常費用		42,571
資金調達費用	202	
預金利息	224	
譲渡性預金利息	38	
コールマネー利息	△ 63	
債券貸借取引支払利息	3	
その他の支払利息	△ 0	
役務取引等費用	6,075	
支払為替手数料	237	
その他の役務費用	5,838	
その他業務費用	369	
外国為替売買損	349	
国債等債券売却損	20	
営業経費	33,510	
その他経常費用	2,412	
貸倒引当金繰入額	1,662	
株式等売却損	104	
株式等償却	1	
その他の経常費用	643	
経常利益		7,902
特別利益		298
固定資産処分益	262	
移転補償金	36	
特別損失		600
固定資産処分損	138	
減損損失	462	
税引前当期純利益		7,599
法人税、住民税及び事業税	3,119	
法人税等調整額	△ 951	
法人税等合計		2,168
当期純利益		5,431

連結計算書類

第121期末 (2024年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
現金預け金	1,795,566	預金	5,824,570
買入金銭債権	12,794	譲渡性預金	468,365
商品有価証券	43	借用金	192,933
金銭の信託	7,950	外国為替	223
有価証券	878,246	信託勘定借	6,010
貸出金	3,922,052	その他負債	48,151
外国為替	932	退職給付に係る負債	151
リース債権及びリース投資資産	14,181	睡眠預金払戻損失引当金	327
その他資産	76,842	偶発損失引当金	560
有形固定資産	34,884	ポイント引当金	217
建物	9,780	特別法上の引当金	0
土地	17,524	繰延税金負債	822
リース資産	304	再評価に係る繰延税金負債	1,984
建設仮勘定	474	支払承諾	8,068
その他の有形固定資産	6,800	負債の部合計	6,552,389
無形固定資産	13,348	純資産の部	
ソフトウェア	12,898	資本金	23,519
その他の無形固定資産	449	資本剰余金	13,653
退職給付に係る資産	7,872	利益剰余金	158,582
繰延税金資産	10,700	自己株式	△77
支払承諾見返	8,068	株主資本合計	195,677
貸倒引当金	△24,914	その他有価証券評価差額金	7,353
		土地再評価差額金	△731
		退職給付に係る調整累計額	3,880
		その他の包括利益累計額合計	10,502
		純資産の部合計	206,179
資産の部合計	6,758,569	負債及び純資産の部合計	6,758,569

連結損益計算書 (2023年4月1日～2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		58,984
資金運用収益	34,056	
貸出金利息	26,620	
有価証券利息配当金	4,751	
コールローン利息及び買入手形利息	62	
預け金利息	2,612	
その他の受入利息	9	
信託報酬	0	
役務取引等収益	14,846	
その他業務収益	8,594	
その他経常収益	1,486	
償却債権取立益	17	
その他の経常収益	1,469	
経常費用		50,663
資金調達費用	209	
預金利息	224	
譲渡性預金利息	37	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△63	
債券貸借取引支払利息	3	
借用金利息	7	
その他の支払利息	△0	
役務取引等費用	5,311	
その他業務費用	7,373	
営業経費	35,150	
その他経常費用	2,618	
貸倒引当金繰入額	1,786	
貸出金償却	29	
その他の経常費用	802	
経常利益		8,321
特別利益		298
固定資産処分益	262	
移転補償金	36	
特別損失		624
固定資産処分損	138	
減損損失	485	
金融商品取引責任準備金繰入額	0	
税金等調整前当期純利益		7,995
法人税、住民税及び事業税	3,745	
法人税等調整額	△1,003	
法人税等合計		2,742
当期純利益		5,252
親会社株主に帰属する当期純利益		5,252

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

株式会社東邦銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 高 嶋 清 彦
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 日下部 恵 美
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東邦銀行の2023年4月1日から2024年3月31日までの第121期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうか

かを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

株式会社東邦銀行

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高 嶋 清 彦

業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 日下部 恵 美
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東邦銀行の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東邦銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第121期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準及び内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項（KAM）については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月20日

株式会社東邦銀行 監査等委員会

常勤監査等委員 石井 隆 幸 ㊞

監査等委員 渡 部 速 夫 ㊞

監査等委員 長 野 聡 ㊞

監査等委員 河 野 一 郎 ㊞

(注) 監査等委員 渡部速夫、長野聡及び河野一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上



すべてを地域のために

東邦銀行 株主総会会場ご案内図

会 場

福島県福島市大町3番25号
当行本店 8階大会議室

電 話

024(523)3131(代表)



本店外観



最寄の駅 「JR福島駅」 東口より徒歩約 8 分

● 駐車スペースが限られておりますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により、事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

また、本株主総会は当日の開催内容をライブ配信いたしますので、ご案内を確認のうえ、ご視聴ください。



地球環境を考え、
植物油インキを
使用しています。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。